別表 公益通報受付窓口と対象法律

(大臣官房政策評価広報課)

公益通報受付窓口 対象法律 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号) (総務 大臣官房政策評価広報課 大臣の所管に係る部分に限る。) (1) 郵送 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号) 〒100-8926 東京都千代田区 3 行政書士法(昭和26年法律第4号)(指定試験機関及び 霞が関 2-1-2 日本行政書士会連合会に関する部分に限る。) 総務省大臣官房政策評価広 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携 報課(公益通報受付窓口)あ 帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平 成17年法律第31号) (2) 電子メール 5 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) tuhou★soumu. go. jp (総務大臣の所管に係る部分に限る。) ※迷惑メール対策のため、 石油需給適正化法(昭和48年法律第122号)(総務大臣の メールアドレスの一部を変 所管に係る部分に限る。) えています。送付の際は、 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) 「★」を「@」に置き換えて (総務大臣の所管に係る部分に限る。) ください。 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)(総務大 臣の所管に係る部分に限る。) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業 活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号) (総務 大臣の所管に係る部分に限る。) 10 電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 11 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102 12 電波法(昭和25年法律第131号)(総合通信局等が受け付け るものを除く。) 13 統計法(平成19 年法律第53号) 総務大臣の所管に係る部 分に限る。) 14 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互 承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号) 15 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利 侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137 16 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14年法律第26号) 17 放送法(昭和25年法律第132号)(総合通信局等が受け付け るものを除く。) 18 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律 第99号) (総合通信局等が受け付けるものを除く。) 19 有線電気通信法(昭和28年法律第96号) 20 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和4年法律第91号) 21 郵便物運送委託法(昭和4年法律第284号) **22 郵便法**(昭和22年法律第165号)

公益通報受付窓口

北海道総合通信局(管轄区域:北海道)

(1) 郵送 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎

北海道総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-hokkaido★soumu.go.jp ※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部 を変えています。送付の際は、「★」を「@」に置 き換えてください。(以下同じ)

東北総合通信局(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

(1) 郵送 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎東

北総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-tohoku★soumu.go.jp

関東総合通信局(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

(1) 郵送 〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎関

東総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-kanto★soumu.go.jp

信越総合通信局(管轄区域:新潟県、長野県)

(1) 郵送 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第1合同庁舎

信越総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-shinetsu★soumu.go.jp

北陸総合通信局(管轄区域:富山県、石川県、 福井県)

(1) 郵送 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎

北陸総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-hokuriku★soumu.go.jp

東海総合通信局(管轄区域:岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県)

(1) 郵送 〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館

東海総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-tokai★soumu.go.jp

近畿総合通信局(管轄区域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

(1) 郵送 〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿総合通信局(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-kinki★soumu.go.jp

対象法律

- 1 携帯音声通信事業者による契約者 等の本人確認等及び携帯音声通 信役務の不正な利用の防止に関す る法律(平成17年法律第31号)
- 2 **電波法**(昭和25年法律第131号) (コミュニティ放送に関する部分 に限る。)
- 3 放送法 (昭和25年法律第132号) (コミュニティ放送及び有線一般 放送に関する部分に限る。)
- 4 民間事業者による信書の送達に関 する法律(平成14年法律第99号)

(特定信書便事業(その提供する信書便役務のうちに2以上の総合通信局等の長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。)に関する部分に限る。)

5 放送法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第65号) 附則第7条 の規定によりなお従前の例による こととされる場合における同法 附則第2条による廃止前の有線 放送電話に関する法律(昭和32 年法律第152号) 中国総合通信局(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

- (1) 郵送 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 中国総合通信局(公益通報受付窓口)あて
- (2) 電子メール tuhou-chugoku★soumu.go.jp

四国総合通信局(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

- (1) 郵送 〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4 四国総合通信局(公益通報受付窓口)あて
- (2) 電子メール tuhou-shikoku★soumu. go. jp

九州総合通信局(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

- (1) 郵送 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 九州総合通信局(公益通報受付窓口)あて
- (2) 電子メール tuhou-kyushu★soumu.go.jp

沖縄総合通信事務所(管轄区域:沖縄県)

(1) 郵送 〒900-8795 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館

沖縄総合通信事務所(公益通報受付窓口)あて

(2) 電子メール tuhou-okinawa★soumu.go.jp